

被災された方のための 生活支援情報

第16号
平成23年10月28日
仙台市震災復興室

TEL 214・8579 FAX 268・4311
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

高齢者肺炎球菌ワクチンが無料で接種 できます

日本赤十字社では、被災地支援を目的として、県内にお住まいの70歳以上の方を対象に、肺炎球菌ワクチンの無料接種を実施しています。市が実施している接種費用の一部助成（費用5,000円）とは異なりますので、接種に際しては事前に医療機関にご確認ください。

◆接種期間＝平成24年3月31日まで（ただし、県内の接種予定者数に達し次第、終了）

◆宮城県医師会が指定した受託医療機関で、接種が受けられます

問い合わせ 感染症対策課 ☎214・8029

仙台市市民健診のお知らせ

■市民健診の申し込み締め切りは11月30日です

区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課で配布する「市民健診の申し込み案内」の申し込み専用はがきに必要な事項を記載して、郵送でお申し込みください。

■他市町村から仙台市へ避難されている方も市民健診が受けられます

震災によりお住まいの住宅が半壊以上の認定を受けるなどの一定の被害に遭い、住民票を異動しないで仙台市へ避難されている方も、市民健診（基礎健診、がん検診など）を受けることができます（職場や住民票所在地で受けられる方等を除く）。

対象となる方の詳細、申し込み方法、実施時期、内容についてはお問い合わせください。

◆受付期間＝11月30日まで

問い合わせ（区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課）
青葉区家庭健康課 ☎225・7211、宮城総合支所保健福祉課 ☎392・2111、宮城野区家庭健康課 ☎291・2111、若林区家庭健康課 ☎282・1111、太白区家庭健康課 ☎247・1111、秋保総合支所保健福祉課 ☎399・2111、泉区家庭健康課 ☎372・3111

高齢者等インフルエンザ予防接種を 実施しています

市内にお住まいの65歳以上の方、または60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方を対象に、市内の登録医療機関でインフルエンザ予防接種を実施しています。

◆接種期間＝12月31日まで

◆費用＝1,000円（ただし、①生活保護世帯、②市民税非課税世帯、③震災により居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方（医療保険の一部負担金免除対象の方）は無料）

※市民税非課税世帯の方は区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課で配布する申請書で事前に申請が必要

問い合わせ（区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課）
青葉区家庭健康課 ☎225・7211、宮城総合支所保健福祉課 ☎392・2111、宮城野区家庭健康課 ☎291・2111、若林区家庭健康課 ☎282・1111、太白区家庭健康課 ☎247・1111、秋保総合支所保健福祉課 ☎399・2111、泉区家庭健康課 ☎372・3111

「被災者支援 寄り添いホットライン」 をご利用ください

一般社団法人社会的包摂サポートセンターと、一般社団法人パーソナルサポートセンターでは、被災された方のための電話相談窓口を開設しました。震災後の暮らしに関する困りごとや、つらい気持ちなどについて、お気軽にご相談ください。

◆電話番号＝フリーダイヤル ☎0120・279・338

◆開設日時＝毎週木・土曜日10:00～22:00

※平成24年2月29日まで実施します

問い合わせ 社会的包摂サポートセンター ☎342・4831

他市町村から仙台市に避難している 児童の小学校入学受付を行っています

震災で被災し、他市町村に住民票を残したまま仙台市に避難している、平成24年度小学校入学予定（平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童について、「区域外就学」による仙台市の小学校への入学を受け付けています。

◆受付場所＝市役所北庁舎 1階学事課

◆必要書類＝①仙台市に避難する前の市町村の世帯員全員分の住民票、②仙台市での居住が証明できるもの（住居の賃貸借契約書、居住証明書など）

◆1月上旬までに手続きを行った方の入学通知書は、1月下旬に送付します

問い合わせ 学事課 ☎214・8860

震災で損壊したブロック塀の撤去申請と 助成申請の受付予約は11月30日までに

震災により損壊したブロック塀について、①所有者の申し出により、市が解体・撤去を行います②既にご自身の負担で解体・撤去を行った方に対し、費用を助成します。

◆撤去の対象＝いずれも震災により損壊したブロック塀で、個人または中小企業者等が所有するもの

◆受付場所＝①対象物件が所在する地域の区役所・総合支所（秋保総合支所管内にお住まいの方は太白区役所）②市役所一番町仮庁舎（小田急仙台ビル）5階震災廃棄物対策室

◆②の費用助成は、11月30日までに専用ダイヤルで受付予約が必要です

◆必要書類など詳しくはお問い合わせください

問い合わせ 損壊家屋等の解体・撤去専用ダイヤル ☎263・8590（9:00～17:00）

津波で被災した自動車の取り扱い

震災で被災した自動車（以下「被災自動車」という。）等で、市が管理する道路上や宅地（公共用地、民間事業地、農地を含む）に放置されていたものは、一時保管場所へ移動しています。

保管している被災自動車等は、以下の取り扱いに基づいて手続きを進め、随時、公表（公告、ホームページ掲載、縦覧等）します。

所有者の特定が不可能な被災自動車等（車台番号等の判別が不可能なもの）や、所有者と連絡が取れない被災自動車等については、公告開始日から3カ月間経

過した日に処分を決定し、使用済み自動車として処理を開始します。

【被災自動車の取り扱い】

所有する自動車が「被災自動車一覧」（市ホームページに掲載しているほか、電話でも照会できます）に記載されていた場合、被災自動車専用ダイヤル（番号は下記）へお掛けの上、処分を市に委ねるか、自ら引き取るかをお知らせください。

①市に処分を委ねる場合

処分や登録抹消に関する文書の取り交わしを行う必要がありますので、後日、書類等が整い次第、ご連絡します。なお、この場合でも、廃車の手続きは可能な限りご自身で行っていただくようお願いします。

②自ら引き取る場合

引き取りの日時（毎週金曜日）及び方法等をご案内します。なお、引き取りを専門業者に依頼する場合には、次のものをご提出ください。

【所有者が個人の場合】所有者の免許証のコピー

【所有者が法人の場合】所有者の捺印のある委任状（様式は任意）

※被災自動車に残っている私物等を回収する場合も、「②自ら引き取る場合」と同様です

問い合わせ 被災自動車専用ダイヤル ☎722・9688（平日9:00～17:00）

震災に伴う市営バス・地下鉄定期券の払い戻し等の申請は平成24年3月11日までに

震災により市営バス・地下鉄が運休したことに伴い、定期券の通用期間の延長や、日割り計算による払い戻しを行っています。なお、震災の影響により定期券を紛失・処分した場合についても受け付けます。

◆対象＝運休期間（平成23年3月11日～3月13日）のいずれかを通用期間に含む定期券（定期券を紛失した場合や、通用期間が経過し処分した場合、3月14日以降継続して購入したため当該定期券がない場合も対象）

◆手続き方法＝当該定期券または現在使用している定期券（紛失または処分した方は身分証明書（免許証・保険証等））をお持ちの上、平成24年3月11日までに各乗車券発売窓口へ（窓口：仙台駅、泉中央駅、勾当台公園駅、長町南駅、旭ヶ丘バスターミナル、交通局）

※引き続き運休区間を含む定期券をお持ちの方については、運行状況等を確認の上、払い戻しします

※手続きには時間がかかる場合があります

問い合わせ 交通局案内センター ☎222・2256（平日8:30～18:30、土・日曜日、祝日8:30～17:00）